

養育医療

身体の発達が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関で入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を負担します。この制度は、お子さんの入院中に手続きが必要です。（退院後の手続きはできません。）

対象

- 次のような未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた方
- ・出生児体重が2,000g以下の方
 - ・運動不足・チアノーゼ・黄疸等が一定の症状を示す方

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

小児慢性特定疾病医療

慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする18歳未満の児童の健全な育成を図るため、特定の疾患の治療について医療費の一部を助成します。

内容

健康保険、国民健康保険等による患者の自己負担額の一部を負担します。

問い合わせ▶松阪保健所 ☎0598-50-0532

自立支援医療（育成医療）

指定自立支援医療機関で手術等によって身体上の障がい及び疾患の改善が見込まれる18歳未満の児童に対して医療費の一部を助成します。

内容

健康保険、国民健康保険等による患者の自己負担額の一部を負担します。

申請

治療前に必ず申請が必要です。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

